(趣旨)

第1条 この要領は東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例(平成5年3月3 1日東大阪市条例第3号、以下「条例」という。)第22条並びに東大阪市廃棄物の減量 推進、適正処理等に関する条例施行規則(平成5年4月1日東大阪市規則代22号、以下 「規則」という。)第2条の7及び2条の8に規定する一般廃棄物の保管施設に関し必要 な事項を定めるものとする。

#### (用途別保管施設の種類)

第2条 規則第2条の7に定める建築者は、それぞれの用途区分に応じて、次に掲げる一般 廃棄物保管施設、再利用対象物保管施設を設置しなければならない。

## (1) 住宅の用に供する建物

- ① 一般廃棄物保管施設(ア・イ・ウのいずれかの施設)
  - ア 一般廃棄物持ち出しステーション
    - 一般廃棄物を一定期間適正に保管するための建物で、収集車両が容易に当該 建物に寄り付ける施設。
  - イ コンテナボックス式一般廃棄物持ち出しステーション
    - 一般廃棄物を一定期間適正に保管するコンテナボックスを設置した建物で、 収集車両が容易に当該建物に寄り付ける施設。
  - ウ 機械式ごみ貯留排出施設
    - 一般廃棄物を一定期間適正に保管する機械式ごみ貯留排出施設を設置した 建物で、収集車両が容易に当該建物に寄り付ける施設。
- ② 粗大ごみ集積所

住宅から排出される粗大ごみを、他の廃棄物と区分し指定の持ち出し日に適正に 集積できる地上の開放空間で、収集車両が容易に寄り付ける場所。

③ 再利用対象物保管施設(再利用対象物持ち出しステーション) 再利用対象物(資源ごみ)を一定期間適正に保管するための建物で、収集車両が 容易にこの建物に寄り付ける施設。

#### (2) 住宅と併せて店舗又は事務所等の事業の用に供する建物

一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設を住宅用と事業用に区分し、それぞれ別個に設置すること。

なお、設置面積は、別紙1・別紙2の面積または容量の基準による住宅の戸数により算出した面積に、業務形態に応じた事業用一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保 管施設の基準により算出した面積を合算した面積とする。

#### (保管施設の種類別設置基準)

第3条 規則第2条の8に規定する一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の規模、 構造、設置場所、設備等に係る基準の細目は、次のとおりとする。

#### (1) 一般廃棄物持ち出しステーション設置基準

- ① 建物の敷地内で地上に設置するとともに、居住者の動線上最適で、かつ収集車両が 容易に寄り付け、収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ② 住宅の戸数等を考慮し、別紙1・別紙2の面積または容量の基準により、排出量に 応じた適切な面積を確保すること。
- ③ 周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの 飛散並びに流出等が防止できる構造とし、かつ入り口の開口幅員(1.8メートル) 及び屋根の高さ(2.0メートル)以上をそれぞれ確保し、居住者の利用及び収集 作業に支障のない構造とすること。
- ④ 内部の床はコンクリート又はモルタル仕上げとし、水流し勾配を付けること、また 給排水設備及び必要に応じて照明設備を設けるとともに、ごみの臭気を除去するた めに必要な換気設備を設けること。
- ⑤ 建物敷地の形状等やむを得ない理由により、持ち出しステーションを建物屋内に設置する場合は、収集車両が容易に寄り付ける通路、旋回場所及び有効高(3.3メートル以上)を確保すること。また、屋内における作業環境を考慮し、ごみの臭気対策及び収集車両の排気ガス対策及び給排水設備並びに照明施設を設け、労働安全衛生上支障のないこと。ただし、当該持ち出しステーションと同規模の持ち出し場所を確保し、かつ当該建物から生じる廃棄物の管理者が収集時に持ち出しステーションに保管する廃棄物を持ち出し場所まで運搬し集積するときは、この限りではない。

#### (2) コンテナボックス式一般廃棄物持ち出しステーション設置基準

- ① 住宅の戸数が50戸以上の共同住宅にあっては、コンテナボックスを設置すること。 設置するコンテナボックス数は8戸につき1個の割合とし、端数の有る場合は、四 捨五入した個数を設置すること。
- ② 建物の敷地内で地上に設置するとともに、居住者の動線上最適で、かつ収集車両が容易に寄り付け、収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ③ 住宅の戸数等を考慮し、別紙1・別紙2の面積または容量の基準により、排出量に 応じた適切な面積を確保すること。
- ④ 周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの 飛散並びに流出等が防止できる構造とし、かつ入り口の開口幅員(2.5メートル) 及び屋根の高さ(2.7メートル)以上とし、これに接する道路面とは均一平面と するとともに、居住者の利用及び収集作業に支障のない構造とすること。
- ⑤ 内部の床はコンクリート又はモルタル仕上げとし、給排水設備及び必要に応じて照明設備を設けるとともに、ごみの臭気を除去するために必要な換気設備を設けること。

- ⑥ 建物敷地の形状等のやむを得ない理由により、持ち出しステーションを建物屋内に設置する場合は、収集車両が容易に寄り付ける通路、旋回場所及び有効高(3.3 メートル以上)を確保すること。また、屋内における作業環境を考慮し、ごみの臭気対策及び収集車両の排気ガス対策及び給排水設備並びに照明設備を設け、労働安全衛生上支障のないこと。
- ⑦ コンテナボックスの規格については、別紙3に定めるとおりとする。
- ⑧ コンテナボックス式一般廃棄物持ち出しステーションの例は、別紙3を参考すること。

#### (3)機械式ごみ貯留排出施設設置基準

- ① 機械式ごみ貯留排出施設は、建物の敷地内の地上に設置するとともに居住者の動線上最適で、かつ収集車両が容易に寄り付け、収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ② 機械式ごみ貯留排出施設は、周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの飛散並びに流出等が防止できる構造とし、かつ居住者の利用及び収集作業に支障のない構造とすること。
- ③ 機械式ごみ貯留排出施設の前面には、収集車両が進入し方向転換を行い、車両後部を当該施設の排出口に接することができるような十分な空間を設けるとともに、収集中の車両が他の車両の通行の妨げにならにようにすること。
- ④ 機械式ごみ貯留排出施設には、給排水設備及び照明設備を設けるとともに、ごみの 臭気及び収集車両の排気ガスを除去するために必要な換気設備を設けること。
- ⑤ 機械式ごみ貯留排出施設は、機械式ごみ貯留排出装置の稼動に伴う振動及び騒音を 吸収できる構造とすること。
- ⑥ 機械式ごみ貯留排出装置は、居住者が排出したごみを一時的に貯留し機械的に排出 し収集車両に積み込むことができるものであること。
- ⑦ 機械式ごみ貯留排出装置は、建物の規模、住宅の戸数等を考慮し、別紙1の面積または容量の基準により、排出量に応じた適切な容量を確保すること。
- ⑧ 機械式ごみ貯留排出装置の排出口の幅は収集車両の投入口の幅以内とし、排出口の 高さは収集車両の投入口の高さに合わせて調整できるものであること。
- ⑨ 建物敷地の形状等のやむを得ない理由により、機械式ごみ貯留排出施設を建物屋内に設置する場合は、収集車両が容易に寄り付ける通路、旋回場所及び有効高を確保すること。また、屋内における作業環境を考慮し、ごみの臭気対策及び収集車両の排気ガス対策及び給排水設備並びに照明設備を設け、労働安全衛生上支障のないこと。

### (4) 粗大ごみ集積所設置基準

- ① 建物の敷地内の地上に設置するとともに、居住者の動線上最適で、かつ収集車両が容易に寄り付け収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ② 別紙1の面積または容量の基準により、住宅の全世帯から排出される粗大ごみを集積できる適切な面積を確保すること。

## (5) 再生利用対象物保管施設設置基準

- ① 建物の敷地内の地上に設置するとともに、居住者の動線上最適で、かつ収集車両が 容易に寄り付け収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ② 建物の規模、住宅の戸数等を考慮し、別紙2の面積または容量の基準により、排出量に応じた適切な面積を確保すること。
- ③ 周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの 飛散並びに流出等が防止できる構造とすること。
- ④ 内部の床はコンクリート又はモルタル仕上げとし、水流し勾配を付けること、また 給排水設備及び必要に応じて照明設備を設けるとともに、ごみの臭気を除去するた めに必要な換気設備を設けること。

#### (進入路等に係る基準)

- 第4条 一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設への進入路等に係る基準は、次のとおりとする。
  - (1) 収集車両の車種に応じて前進のままで、進入、退出ができるための必要な通路を確保するとともに、収集車両の安全な通行に必要な設備を設けること。
  - (2) 進入路、積み込み場所及び退出路に、収集作業に支障をきたす障害物等を放置しないよう適性に管理すること。
  - (3) 敷地内への出入口は、収集車両が容易に出入りできる構造とすること。
  - (4) 収集車両の出入りに際して、通行中の車両及び歩行者等の危険防止のため必要と 認められる設備を設けること。

#### (遵守事項等)

- 第5条 規則で定める建築者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 規則で定める建築者は、所定の様式(様式1)により一般廃棄物保管施設並びに再利用対象物保管施設の設置届を提出すること。
  - (2) 保管施設には、当該施設を適正に利用するために必要な事項を居住者の見やすい 位置に掲示すること。
  - (3) 建物の管理者及び居住者は互いに協力し、汚汁、悪臭及び害虫の発生等により生活 環境が損なわれないよう、保管施設及びその周辺を常に清潔に保つとともに適正に 維持管理すること。なお、建物の労働安全衛生上又は保管施設の維持管理上、支障 があると認められる場合には、建物の管理者に対して当該施設の改善その他の必要 な措置を講ずるよう指示することがある。

## (改善命令)

第6条 条例第22条第2項の規定による建築者に対する改善勧告は、所定の様式(別紙2) の改善命令書により行なうものとする。

#### 付則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

## 別紙1

(面積または容量の基準)

- 1. 一般廃棄物持ち出しステーションの面積 住宅1戸あたりの必要面積 (0.25 m) に住宅の戸数を乗じて得た面積とする。 ただしワンルームマンションは、(0.125 m) とする。
- 2. コンテナボックス式持ち出しステーションの面積 一般廃棄物持ち出しステーションの面積と同面積とする。
- 3. 機械式ごみ貯留排出装置の体積 住宅1戸当たりの必要容量(0.059 m)に住宅の戸数を乗じて得た容量とする。
- 4. 粗大ごみ集積所の面積 住宅1戸あたり必要面積(0.15 m²)に住宅の戸数を乗じて得た面積とする。
- 5. 再利用対象物持ち出しステーションの面積 戸数に応じ、別紙2の設置最低基準表に定めた面積とする。 ただし、ワンルームタイプは1/2とする。

## ◎一般廃棄物保管施設設置最低基準表

施設種類	一般廃棄物持ち出しステーション、コンテナボックス式持ち出しステーション		
住宅種類		1戸あたりの必要面積	最低基準(m²)
ファミリータイプ		0.250 m²	0.250 ㎡×戸数
ワンルームタイプ		$0.125~ ext{m}^2$	0.125 ㎡×戸数

施設種類	機械式ごみ貯留排出装置		
住宅種類		1戸あたりの必要体積	最低基準(m³)
ファミリータイプ		0.0590 m³	0.0590 ㎡×戸数
ワンルームタイプ		$0.0295~\mathrm{m}^3$	0.0295 m³×戸数

#### ◎粗大ごみ集積所設置最低基準表

施設種類	粗大ごみ集積所		
住宅種類		1戸あたりの必要面積	最低基準(m²)
ファミリータイプ		0.15 m²	0.15 ㎡×戸数
ワンルームタイプ			

※それぞれの規準値は、厚生省統計資料のごみ発生原単位を基礎に積算したもの。

# 別紙2

## ◎再利用対象物保管施設設置最低基準表

# (ファミリータイプ)

戸数		最低基準 (面積)	間口×奥行
30戸 ~	39戸	2.0 m²	1.7m×1.2m
40戸 ~	49戸	2.6 m²	1.9m×1.4m
50戸 ~	59戸	$3.2~\mathrm{m}^2$	2.1m×1.6m
60戸 ~	69戸	3.9 m²	2.3m×1.7m
70戸 ~	79戸	$4.5~\mathrm{m}^2$	2.4m×1.9m
80戸 ~	89戸	4.7 m²	2.6m×2.0m
90戸 ~	99戸	$5.2~\mathrm{m}^2$	2.6m×2.1m
100戸 ~	109戸	5.8 m²	2.8m×2.1m
110戸 ~	119戸	6.0 m²	2.9m×2.1m
120戸 ~	129戸	6.6 m²	3.0m×2.2m
130戸 ~	139戸	7.1 m²	3.1m×2.3m
140戸 ~	149戸	7.7 m²	3.2m×2.4m
150戸 以上		0.064 m²×戸数×0.85	3.2m×2.4m 以上

## (ワンルームタイプ)

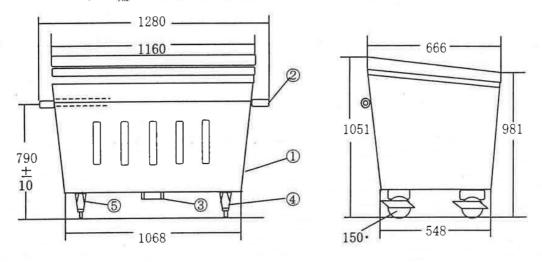
ワンルームタイプは、上記の最低基準(面積)の1/2とする。

## コンテナボックス規格図

容量 0.6㎡

材 質 本体・簣 FRP樹脂(ガラス繊維強化ポリエステル)

車 輪 150・合成ゴム自在式 内2個ブレーキ付



①本体 ②パイプ ③汚水抜キャップ ④車輪 ⑤車輪(ブレーキ付)

## コンテナボックス式ステーションの例

